

安心おかえりカルテ について

1 このカルテを作成する目的

- ① 認知症の方(または、認知症を心配な方)について、情報を整理し理解を深めます。
- ② このカルテの作成を通して、相談できる場所や人とつながりを持ちます。
- ③ 万が一、行方不明になってしまった場合には、このカルテの情報を早く発見するために役立てます。

軽度の方も、警察に保護されることがあります*ので、早めの「安心おかえりカルテ」の作成をお勧めします。地域包括支援センターまたは、介護支援専門員(ケアマネジャー)がサポートします。

* 桜美林大学老年学総合研究所:認知症高齢者の徘徊・行方不明・死亡に関する研究(2017)

2 カルテ作成時のポイントと日頃の工夫など

① カルテ作成時のポイント

- 最新の情報を書く。
内容に変更があった場合は、書き直しや書き加えを行う。
(作成の支援をした地域包括支援センターまたは、介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談ください。)
- 顔写真と全身の写真をカルテに貼る。
- 行方不明時や保護時に対応する機関へカルテ(写)を預けるか検討します。
保有する機関は、長野中央警察署・南警察署、地域包括支援センター、介護支援専門員(ケアマネジャー)、長野市になります。検討結果を下段の同意欄に記入します。

② 日頃の工夫

- 携帯電話や **GPS 発信機** を持ち歩けるよう準備する。
利用に必要な費用について、補助制度があります。
- 身につけるものや持ち物に名前や家族の連絡先を書く。
洋服の内側や下着、かばんの内側など
- 普段の本人の服装や靴、持ち物など確認する。
- 日頃の様子を確認する。
(別居の家族)
近所の方や民生児童委員に普段の様子を尋ねるなど、気にかけてもらえるよう話をする。
(同居の家族)
日頃、本人が出かける場所や様子などを確認しておく。

3 行方不明に気づいた時

(1)行方不明に気づいたら、できるだけ早く警察署、消防署に届出る。

●連絡が遅れるほど、遠くに行ってしまう可能性があります。また、日が落ちると発見が難しくなりますので、できるだけ早く警察や消防署へ連絡します。

行方不明になった場合は、このカルテを見ながら、警察等捜索機関へ慌てずに伝えましょう。また、安心おかえりカルテを作っていることを警察へ伝えましょう。

警察署への届出

長野中央警察署	生活安全課	244-0110
長野南警察署	生活安全課	292-0110

捜索

警察を通さずに消防署に直接届出をすることも可能です。

■長野市認知症見守り SOS ネット事業が利用できます

警察署に備え付けの「行方不明者捜索依頼書兼認知症見守り SOS ネット情報提供依頼書」により、同報無線の利用や情報メールの配信、協力事業者への情報提供など依頼できます。



認知症見守り
SOSネット
長野市

(氏名の公表の可否は、選択可)

最寄りの消防署への届出

最寄りの消防署〔 〕
電話:〔 〕
119 番へは電話をしないでください。

同報無線の利用

捜索

(2)親戚や友人などへ早急に連絡し、協力依頼を行う。

発見したら、連絡をもらえるように伝えておきます。

(3)よく出かける場所や思い出の場所、以前に保護された方角などを探す。

生まれ育った家や以前住んでいた場所、勤めていた場所などに行く場合もありますので、思いあたる場所を探してみます。連絡がスムーズにできるよう、携帯電話を持ち、いつでも連絡が取れるようにしておきます。

(4)警察・消防署よりも先に発見できた場合は、警察・消防署に速やかに連絡をする。

本人を見つけたら



- びっくりさせないようにやさしく声をかける。(慌てて対応すると、こちらの心情が伝わり動揺させてしまいます。)
- 本人の目的地に行きたい気持ちを受け止め、寄り添いながら安全な場所へと促します。その後、家族や親戚、友人などに連絡を取りましょう。
- 脱水気味になっている場合もありますので、お茶などの飲み物を勧めて、落ち着けるように配慮しましょう。